

論 文

P.-J. プルドンの互酬経済の原理

高 橋 聡

要 約

従来のプルドンの経済学研究は、その多くがスミスやマルクス研究をベースにしていた。これにより、彼の経済学は商品交換経済を対象とするものと長らく解釈されてきた。これに対して本稿は、プルドンの経済学が互酬 (reciprocité/mutualité) の原理をその内を含み、とりわけ銀行構想の中にこの原理が生かされていることを明らかにする。そのために、マルセル・モースとカール・ポランニーの議論を借りて、プルドンのテキストにおける互酬経済の原理を画定する。とりわけ彼の互酬論の着想が、交換経済より以前の最古の貸し借りの信用経済にあり、近代的私的所有権とは異なる所有構造を土台とすることを明らかにする。これに加えて、彼のサーヴィス概念が、賃労働だけでなく社交の互酬関係を含むという解釈を示す。最後に、プルドン銀行のしくみを概説し、そのアイデアが地域通貨、マイクロクレジット、フードバンクなどのサーヴィス・物資の流通と人間の交流の中に息づいていることを示す。

キーワード：互酬、信用、使用（用益）権、固定価格、社交、銀行
 経済学文献季報分類番号：03-40, 12-20, 15-70

「われわれは互酬／貸し借り (mutuum) に回帰しよう。現物の交換に、そして取引 (commerce) の最古の形態に、回帰しよう。」(Proudhon[2005], p.271)

1. はじめに

この論文の目的は、「相互性 (mutuel) と互酬 (réciproque) 関係の組織化、これこそ社会科学のすべてである」(Proudhon[1849], p.5) と述べる P.-J. プルドンの互酬経済の原理を示すことにある。とりわけ、交換とは区別される互酬すなわち相互性の原理を掘り起こし、その意味を画定する。さらにこの原理の実践といえる独特の銀行論とあわせてその今日的意義と課題を呈示する。

プルドンの互酬の経済は、これまで商品交換経済の一ヴァリエーションとみなされてきた。研究史を簡単に振り返ると、的場昭弘氏の詳細な解説が付された新訳出版からもわかるとお

り、プルドン研究ではK. マルクス『哲学の貧困』が最もよく知られる (Marx[1847], 訳[2020])¹⁾。市場 (商品交換) 経済と社会主義の折衷を批判するこの書のマルクスの評価が、その後の評価基準であり続けたといえる。このような研究の代表が津島[1979]である。この研究は、プルドンの銀行論を詳細に検討している点で、他に類を見ない画期的研究といえる。しかし、生産関係と剰余価値生産概念を欠くことをもって、「表面的現象形態の皮相な把握に終始」、「内面的本質の関係の究明にまでは至らない」(津島[1979], 211ページ) といった、マルクスの尺度にプルドンをあてはめた評価に終始する。それゆえ彼の理論の個性や可能性をつかみ出すことに成功しているといい難い。森川[1979]はマルクスを尺度とする研究ではない。ただし、プルドンの著作を同時代の思想的コンテクストに配慮して検討するとはいえ、マルクスによるプルドンの超克の解明となっている。これに対して、プルドンの価値論と相互主義に内在した研究としては佐藤[1975]と藤田[1993]があげられる。佐藤[1975]は、相互主義、所有批判、方法論、価値論など彼の経済学体系全体を見通す現在なお唯一の研究である。またA. スミス、マルクス、L. ワルラスの理論との間の継承・批判関係を解明しつつ、いずれの人物とも等距離を保つ視線をもつ研究といえる。藤田[1993]は、プルドンのアソシアシオンと相互主義、その発展である連合主義を丹念に描き出し、連合主義への思想転換が1846年におこったことを示す (藤田[1993], 97ページ)。

ところで以上の研究には一つの共通点がある。それは、いずれの研究も商品交換経済を前提している点である。ここでいう商品とは、交換価値とこれを素材的に担う使用価値を有する交換対象物である。そして交換は、マルクスが『資本論』交換過程論で述べるような、交換者が商品の私的所有権すなわち処分・使用・収益の権利を包括的に全面譲渡しあい、相手のものを「自分のものにする」行為である。彼は次のようにこれを述べる。「一方は他方の同意のもとにのみ、…自分の商品を譲渡することによって他人の商品を自分のものにする。だから彼ら[商品保有者たち]は互いに私的所有者として認め合わなければならない。」(Marx 訳[1982], 144ページ。文中の…は中略、[]は筆者の補足を意味する。)

マルクスはこの文章を含むパラグラフに注を付けて、プルドンが商品生産を永遠のものとして見ていると断じ、その高利批判や相互扶助論を批判する。つまり、プルドンが商品交換の経済のみを論じていることをマルクスは疑っていない。その一方でマルクスは、同じ交換過程論の中で、私的所有者同士が独立した人格として互いに他人となる関係は、自然発生的共同体のメンバーには存在しないと述べる (Marx, 訳[1982], 150ページ)。本論文は、「われわれは互酬/貸し借り (mutuum) に回帰しよう。現物の交換に、取引 (commerce) の最

1) プルドン研究は膨大に存在するので、サーヴェイはわが国のプルドンの経済学研究の単著に限定する。当時の外国での研究水準もこれら研究書の中に取り入れられているとみなす。

古の形態に、回帰しよう。」(Proudhon[2005], p.271) というプルードン自身の言葉に従う。mutuum には互酬と貸し借り 2 つの意味がある。すなわち、近代的な私的所有が確立されるより前のこのアルカイックな自然共同体の経済原理にプルードンの経済学が由来することを示す。そして交換原理とは異なる互酬原理の内容を解明する。

これまでプルードンの互酬原理は、マルクスまたはスミスの理論を前提に読み解かれてきたといえる。津島[1975]は、「交換＝流通過程を重視する見解は、小ブルジョア的な立場に起因」(津島[1979], 211ページ) とマルクス価値論の立場からプルードンを批判し、互酬と交換を同一視する²⁾。森川[1979]も彼の無政府主義を商品交換経済と見なす。たとえば、「無政府主義とは、商品生産および交換を前提とし、その基礎の上」に立つ「労務の相互主義」という解釈を示す(森川[1979], 21ページ)。その一方で「労務の相互主義」については、「生産物が生産物によってのみ購買される」と簡潔に述べられているだけである(森川[1979], 40ページ)。ここでは、互酬すなわち相互主義が商品流通＝交換の理論である J.-B. セイの販路説と同一視される。また、プルードンと A. スミスの継承関係を論証する佐藤[1975]は、「プルードンの社会主義論を構成する商品交換または結合労働の論理の基礎は、結局スミスの論理なのであった」(佐藤[1975], 23ページ) とする。藤田[1993]も交換経済を前提し、これに需給予測や価格表など簿記にもとづく経済計算が加えられる市場をもって、相互主義経済とする(藤田[1993], 18ページ)。総じていえば従来の研究は、スミスやマルクスが設定する商品交換経済の土俵の上にプルードンを乗せて評価するものであった。互酬原理独自の特性は深められぬまま交換原理と同一視されてきたといえる。

これに対して、交換から区別された互酬原理をプルードンに見出す方向性は近年柄谷[2015]が示している。彼は、4 つに分類される交換様式を唱える。A. 互酬(贈与と返礼)が支配的交換様式であった部族社会(ネーション)、B. 略取と再分配(支配と保護)が支配的交換様式の古代帝国、C. 商品交換(貨幣と商品)が支配的交換様式の資本制社会、D. 未知の X である。この未知の交換様式 X が互酬である。ただしこれは、A を否定しつつ高次元において回復したものとされる(柄谷[2015], 13-17ページ)。このように柄谷[2015]はプルードンを互酬原理に配置するものの、その議論は文献上の裏づけを完全に欠いている³⁾。

それでは実際のところプルードン自身は互酬について何を述べているのだろうか。彼のい

2) 津島[1979]の互酬理解は次のようなものである。「『相互性』とは、…両者[ブルジョアジーとプロレタリアート]の階級制の抹消、統合、協調、均衡関係に基づく交換行為を意味し、それは自由、平等、友愛の原理にもとづくものである」(津島[1979], 193ページ。[]内は筆者の補足)

3) 「カント的徳性から必然的に生まれたのは互酬的交換に基づく社会であり、それを最初に明確に提示したのがプルードンであった」(柄谷[2015], 425ページ)。しかしこの主張の根拠となるような文献は何も示されていない。

う互酬は、交換と同一視されるだけでよいのだろうか。彼はアソシアシオン原理を批判する文脈の中で、これに代わる「新しい原理」として互酬を論じる。(Proudhon[1851], p.97, 訳98ページ)。それによると、互酬とは、「交換者が、お互いにかつ最終的に、その生産物を生産費で保証し合う (se garantissent) こと」(Proudhon[1851], pp.97-98, 訳98ページ) とされ、以下の脚注が付けられている。

「互酬は交換と同じものではないが、次第に交換の法則に近づき混同される傾向にある。この法則の科学的分析は、『信用と流通の組織化』(パリ、1848年、ガルニエ版) という小冊子でまずなされ、その最初の適用は人民銀行である」(Proudhon[1851], pp.97-98, 訳98ページ)

互酬の原義は交換から区別される。しかし近代社会では両者が混同されるかまたは融解している。そこで今後の行論では、プルードンの交換論は同時に互酬の意味を含むと見なし、その原理の構造と銀行構想への適用を解明することにしたい。

2. 時代背景

1841年『所有とは何か』によって私的所有批判で名をはせたプルードンが、最終的に金融機関の設立に向かったのはなぜだろうか⁴⁾。一言でいえば、「金融封建制」とも呼ばれるフランス固有の経済構造から、金融と労働者の貧困とが固く結びついていたからといえる。

まず金融の問題を見ることにしよう。「金融封建制」のもとでは、長期信用の大部分は、オートバンク(高等銀行)とよばれるロスチャイルド家などの少数の金融資本によって供給されていた。彼らは公債引き受けと長期投資資金の投資先を提供した。国民の零細な貯蓄の多くは政府部門に多く流れ、民間長期投資への資金供給ルートは極めて限られていた。短期信用と中期信用は手形割引を行う金融業者が担っていた。1800年設立のフランス銀行は、ナポレオンの資金需要を満たすためだけに利用され、彼の失脚後は再割引銀行の役割を放棄した。⁵⁾ こうして割引手数料は高騰し、事業者の急な資金需要には対応できぬ金融システムとなっていた。この「金融封建制」のもとで、公債引受と国際市場での原材料取引に携わるオートバンクは巨万の富を得た。利子と手数料が高騰した商業信用は国際的原材料取引にもっぱら用いられ、多くの企業は自己金融による資金調達を余儀なくされていた(Levy-

4) プルードンが批判するのは私的所有一般ではなく不労所得をとまなう私的所有である。「所有権とは不労取得権、すなわち労働せずに所得をもたらす権力である」(Proudhon[1941], p.165, 訳177ページ)。具体的には、小作料、家屋および家具の賃貸料、永代借地地代、利子、利潤、儲け、価格である(Proudhon[1941], p.162, 訳176ページ)。

5) フランス銀行は、企業の再割引口座の開設条件を厳格化した。すなわち名宛人と振出人のみならず第三者の金融機関の署名も手形再割引の条件にした(Chaïbi[2010], p.89)。

Leboyer[1951-1952], 訳27-37)。

この「金融封建制」のもとで労働者（職人）はいかなる状態に置かれていたのか。まず彼らは一定期間継続して働くことが困難であった。職種によっては繁忙期と閑散期があり、これが循環的失業の原因となっていた。次に、フランス独特の雇用形態として、アトリエもしくは生産に必要な道具類を労働者が保有する必要があった。しかし、大多数の労働者の賃金ではこれを購入できるほどの貯蓄の余裕はなく、彼らは後払いまたは担保を差し入れて生産手段を借りざるを得なかった。返済できない場合には担保に入れた「最後の財産」をも手放すリスクを負う。こうした事情から労働者は高利貸しに頼らざるをえない状態にあった。(Chaïbi[2010], pp.27-28)。実際、19世紀前半は賃金が持続的に低下し、彼らは賃金の前借りで雇主に全面的に依存せざるを得なかったという。それゆえ、賃金は労働の対価というよりも雇主に対する前借の返済の色が濃かった (Levy-Leboyer[1951-1952], 訳64-65ページ)。

このように高額手数料と高利のくびきにつながれ、金融機構から事実上排除されていた零細事業主や職人／労働者にとっては、低利融資の新たなタイプの金融が待たれていたといえる。プルードンは、この経済構造の恩恵を受ける金融資本や地主の不労所得＝思わぬ幸運の権利 (aubaine) を批判していた。この批判はいく分ニュアンスを変えていく。私的所有が富の流通（循環）を妨げ、分業と交換の発展に反するとして批判されるのである。彼の見るところ、私的所有は、地主、資本家、企業家に利子取得の権利を与え、これが交換の発展を遅らせていた。その一方で賃金は引き下げられ、労働者は自ら生産した財を消費することすらできなかった⁶⁾。また財産所有者による利子取得が、生産と消費の不均衡を引き起こすと見るプルードンは、ここに恐慌の原因をもとめていく (Ferraton et Vallat[2011], p.47)。この認識から、彼の改革案の主眼は利子軽減に置かれ、最小限のコスト負担による財の流通が目標となる。こうして彼の労働者の状態の改善策は、他の社会主義者が主張するような労働の組織化ではなく、流通ないしは信用の組織化となる (Ferraton et Vallat[2011], p.49-50)。

プルードンの見るところ、利子によって本来対等であるべき交換者たちの間に、現状では越えがたいヒエラルキーが存在している。彼は、「通貨が王で、そのほかは従属する」と述べ、実物の動産と不動産の価値が貨幣に従属していると批判する。さらに、信用は自由な流通を作りだすどころか、逆に通行税をもうけていると批判する (Proudhon[1846/1867], p.133, 訳(下) 202)。この認識をもとに、流通と信用機構の中に資本家対労働者の階級関係

6) 1848年頃の労働者の貧困原因は、大きくいえば機械化の進展と低賃金にある (Levy-Leboyer[1951-1952], 訳64-65ページ)。まず、機械化の進展により成年男性の専門職工が不要となった。彼らは単なる職工としてより低賃金の女性や児童の職工と競合した。また、人間労働の機械への置き換えが進みかつ経済危機の際には工場主が躊躇なく解雇を実行した。これにより雇用は不安定化し、循環的失業が発生し、繊維部門の1828年の失業率は40%、48年は25%にのぼった。

をプルドンは発見する。「社会は信用によって二つの階級に分けられる。一つは絶えず信用を与える階級、もう一つは信用を受け取る階級である」(Proudhon[1846/1867], p.158, 『貧困の哲学』(下) 238)。その一方で彼は、制度設計次第では信用が逆に労働者一人一人に福祉を行き渡らせる手段ともなるとも述べている。

「信用は、労働および様々に変動する価値を生産的に流通する貨幣のようなものに変え、そしてその結果として、絶対的な自由によっては獲得されえない販路を国の内部で切り開く方策の総体である。信用は、労働を解放し、集団的な富と個人の福祉を共に増進させる能動的な原理の一つ」である(『貧困の哲学』(Proudhon[1846/1870], p.118, 訳(下) 181ページ)。

結果的に彼は、「信用におけるヒエラルキーをなくし、すべてを平等にする」利子の廃止をと定める。これにより信用は「互酬 (mutualité) と連帯 (solidarité) と協同 (association)」の機関に「自ら転換 (se métamorphoser) する」(Proudhon[1846/1867], p.134, 訳(下) 204) という。かくして彼の銀行は利子の無償化を唱える。次の課題は、プルドンが銀行プランによって実現を目指した互酬の経済原理を明らかにすることである。

3. 互酬の経済原理

(1) 所有構造

まず互酬経済の所有構造を検討する。プルドンは、互酬は交換とは異なるとはいえ類似すると言う。そして mutuum の原義にさかのぼり、それが貸しと借りの関係からなる信用経済であり、ここから交換が発生した旨を述べる。

「互酬 mutualité すなわち『貸し借り』 mutuum の理論は、現物の交換を意味し、そのもっとも単純な形態は、日常消費されるものの貸し借りである。この相互性の理論は、集合存在の観点からすれば、所有と共有の二つの観念の総合である」(Proudhon[1846], p.414, 訳(下) 617ページ)⁷⁾。

この説明から互酬には2つの意味があると考えられる。第1に、互酬とは貸し借りの信用の関係である。この貸借関係は、贈与とその受け手の負債感情による返礼の関係とみなしう

7) この互酬の定義は、1840年代初頭から晩年(1865年)に至るまで変わっていない。「フランス語の mutuel、mutualité、mutuation という言葉は、réciproque、réciprocité と同義語で、ラテン語の mutuum あるいはもっと広い意味で交換という意味の言葉からきている。貸し付けにおいては、貸し付けられた物件は借手によって消費され、借手はその時…その等価品を返すだけである。貸し手が今度は借り手になれば、相互供給となり、結果的に交換になる」(Proudhon[1865], p.90, 訳134-135ページ)。この引用文に続けて、相互性、交換、正義の観念による「全面的な社会秩序の変革」を望むとプルドンは結論する (Proudhon[1865], p.90, 訳135ページ)。

る。なぜなら、贈与とは時間間隔をおいた貸し借りすなわち信用を意味するからである。ここで M. モースにならえば、「ある期間を置いたのちに果たすべき義務を人に課するのが贈与の本来的性質」であり、その場でお返しするのではなく、「反対給付をなすには時間が必要」（Mauss[1923-1924], 訳210ページ）なのである。こうしてモースは、「贈与は必然的に信用という観念をともなう」（Mauss[1923-1924], 訳212ページ）という。あるいは K. ポランニーは、「贈与交易（gift trade）は当事者同士を互酬的關係において結びつける」と、互酬が贈与関係であると端的に述べる（Polanyi[1957], 訳393ページ）。

第2に互酬原理の贈与とは、交換のような所有権の全面的移転ではなく、使用権のみの移転すなわち貸し借りを意味する。アルカイックな自然共同体では所有は共同体に属し、人は物に対する使用権だけを有する。「所有と共有の二つの観念の総合」としてのプルードンの互酬経済には、同一物に対する二重化された所有権が存在する。再びポランニーを参照すると、彼はアルカイック社会の互酬における固定価格の等価性を論じる。それによれば、メソポタミアの取引 ditunetu は、二人の交換当事者の一方が犠牲にされる取引ではなく双方の利益となる取引である。ここでは使用権（処分権ではなく）を等価と見なす仮定がおかれる。それゆえ所有権が譲渡されることはなく、使用権だけが取引されて価格がつけられる。（Polanyi[1977], 訳142-143ページ）。また今村[2000]は、モースに即して、アルカイック社会では近代的所有権は確立されていないという。そこでは所有とは集団の共同所有であり、個人は共同体に属する限りで個人的所有者であるという（今村[2000], 171ページ）⁸⁾。

ポランニーやモースと類似するこのような議論をプルードンも『所有とは何か』でおこなっている。そこで引用されている占有（使用）権と所有権の定義によると、占有は事実上の事柄であって法／権利（droit）上の事柄ではない。あるいは占有は事実であるのに対して、所有は権利／法律上の力である。同様に、人権宣言とナポレオン法典からの引用によれば、自らの意のままに財産、所得、勤労の果実または物を享受（jouir）、処分する（disposer）権利が所有権である。具体的には、借家人、借地農（fermier）、合資会社の業務執行役員（commandité）、用益権者が占有者であるのに対して、家主、使用権を貸し出す主人、用益権者の死によって相続する者が所有者である（Proudhon[1841], pp.56-57, 訳69-70ページ）。

ここで注目すべきは、プルードンが人間の身体、労働生産物、そして労働サーヴィスに関

8) 今村[2000]が明確に述べていない使用権の贈与としての互酬を、柄谷[2015]がモースに即して以下のようにまとめている。「商品交換においては、所有権が一方から他方に移る。だから貨幣を蓄積しようとする欲望が生じる。つまり、物よりも貨幣を欲する倒錯（物神崇拜）が生じる。一方贈与においてはそうではない。贈与において使用権は移るが、所有権は移らない。贈与されたものは一種の貨幣となるのだが、それは貨幣とは違って他の物を所有する権利ではなく、逆に、物を与える義務（お返しの義務）をもたらず。」（柄谷[2015], 80ページ）

する私的所有を否定する点である。まず身体については、プルードンはいわゆる自己所有権説を否定している。彼によれば、人間は能力、個性、才能を有するとはいえ、それらの用益権者 (usufruitier) であるにすぎない (Proudhon[1841], p.59, 訳89頁)。つまり、心身諸能力の所有主体は共同体であり、人間はこれらを共同体から借りているという想定である。

次に労働生産物については、労働サービス提供の互酬関係として分業を把握したうえでプルードンは次のよう述べる。

「すべての産業は相互的關係 (rapports mutuels) によって結びつけられ、すべての生産物は目的と手段として互酬的に (réciproquement) サービスし合い、あらゆる才能の多種多様性は、劣る才能からすぐれた才能への一連の変換にすぎない。さて、各種生産物への一般的参加という議論の余地のないこの事実は、結果的にすべての個別生産物を共同のものにする。したがって、生産者の手から離れた各生産物は、社会によってあらかじめ抵当権 (hypothèque) が設定されている。生産者自身が自らの製品に対して有する権利は、社会を構成する人口数を分母とする一分数だけに限られる」 (Proudhon[1841], pp.157-158, 訳170-171ページ)

互酬的な分業によって生産された生産物は、その端緒から社会が所有するものであり、抵当が設定されている。したがって個人による生産物の消費と利用によって、個人は社会に対して債務を負うという解釈を彼は示す。

最後に労働サービスである。プルードンによれば、賃金は生産過程の前に支払われており、労働者は賃金の前借によって消費をしている⁹⁾。したがって、「労働者は、社会に対して必然的に支払い不能で死ぬ債務者である」 (Proudhon[1841], p.159, 訳172ページ)。労働者は生産過程に入る時点ですでに社会への負債がある。逆に、有機体社会の一員としての立場から見れば、労働者は他の人々に対して債権を有する。自分以外の人々が生産物を利用することで、彼らは貸しをつくる。こうしてスミスやマルクスが分業と交換のネットワークとしてとらえる商品生産経済を、プルードンは互酬的な信用のネットワークとしてとらえる。彼自身これを「抵当の互酬性」と呼ぶ。

「この同じ生産者は、様々異なる生産物すべてに対して権利を有している。これも真理である。いわば、彼以外の全員に対する抵当権の設定行為が彼には認められており、これと同じく、彼に対する抵当権の設定行為が彼以外の全員に認められているのである。しかしながら、この抵当の互酬性 (réciprocité d'hypothèques) は、所有を可能にするどころか、保有

9) 「労働者に対して、その生産物の代わりに与えられるものは、成しとげた労働の報酬として与えられるのではなく、これからは果たすべき労働に対する支給および前払いとして与えられる…彼の生活の瞬一瞬に、社会は現在勘定で前払いをしているのである」 (Proudhon[1841], pp.158-159, 訳171頁)

をも破壊することが分からないだろうか。労働者は自らの生産物の保有者 (possesseur) ですらない。彼が生産物を完成させるや否や社会がこれを要求するからである。(Proudhon [1841], pp.157-158, 訳170-171ページ)

労働者個人は生産物の一時的保有者ですらないという誇張された表現によって、生産物の究極的所有者が社会であることをプルードンは強調する。この社会と個人の二重の所有構造が、プルードンの互酬経済の市場の基礎にある。所有権が移動するスミスの交換と分業の経済を動かす原動力は、そこに参画する個人の利己心の感情であった。これに対して、負債とその返礼の感情がプルードンの互酬と分業の経済を動かす原動力といえる。この互酬関係は、交換のように所有権の譲渡によって清算できるものではない。各人は社会の成果を消費するたびに返礼の義務感を抱き、他者を助ける労働サービスの提供を促される¹⁰⁾。これが互酬の原義である貸し借り (mutuum)、あるいは「抵当の互酬性」であろう。

(2) 固定価格

ここでは価格機構から見た互酬の経済原理を検討する。参照するのはポランニーである。彼は市場と交換を分けることで、近代の自己調整的市場を相対化する。すなわち、固定レートでの交換である互酬と、取引レートでの交換である価格決定市場とに二分するのである¹¹⁾。またポランニーは、市場経済の3要素である交換、貨幣、市場は一体のものではなくそれぞれが別々に発展をとげたともいう。そして、交換（対外交易）と貨幣は人類と同じくらい古くから存在するのに対して、価格形成的市場は比較的最近の発明物であるという (Polanyi[1977], 訳5ページ)。価格形成的市場を欠く交換では、価格または交換レートは伝統や権威によって設定/固定 (set) されており、価格の変更は市場ではなく様々な制度的手続きが決める¹²⁾。とりわけ、互酬経済における生活必需品取引が固定価格での交換である旨をポランニーは次のように述べる。

「互酬性は、再分配と交換の両方を副次的な方法として用いる能力によって、大幅にその力

10) 「商品交換の場合は、人はむしろ感情を離れてビジネスライクにふるまうことができる。ところが互酬的な交換に由来する債務感情は、金では返せないものであり、経済的にはまさに『経済合理性』を欠く」(柄谷[2015], 339ページ)

11) 「市場制度は交換制度ではあるけれども、市場と交換は同一線上にあるものではない。固定レートでの交換は統合の互酬形態と再分配形態のもとで起こりうる。しかし取引レートによる交換は、…価格決定市場にゆだねられる」(Polanyi[1957], 訳402ページ)

12) 「価格（等価）はもともと伝統や権威によって設定 (set) されるものであって、それがたまたま変更される場合にも、決して市場的方法によるのではなく、こうした制度上の手段を通じて行われる」(Polanyi [1977], 訳153-154ページ)

を増す。…互酬性は同様に、たまたまある種の必需品が不足している相手のために設定／固定 (set) されたレートで行う等価物の交換によって達成されるときもある」(Polanyi[1957], 訳379ページ)

この議論をふまえてプルードンにおける互酬の含意を検討してみよう。彼のいう「均衡」も、価格の自己調整機能を通じて到達するものではない。現状の競争市場の本性は無秩序であり、均衡に達するメカニズムを内蔵していないとプルードンは見る。それは「方向もなく、指示もなく、標点もなく、本質的に投機的」である。そこには保証も連帯もなく、最大の利益をあげるべく各人は自分のためだけに働き、他人のためには誰も働こうとしない (Proudhon[1865], p.130, 訳165ページ)。このような市場価格に対してプルードンが対置させる価格は、(人為の) 立法に先立つ太古からの慣習によって不変のものとして存在する。「モノの価格はなにかんづく慣習の問題であって、この慣習は人間と人間との間のあらゆる契約だけにおいて見られる自然的で不変の要素である。価値は、聖書の十戒のようにあらゆる立法に先立って存在しているはずである。…必要とされることは、決して価値の規制ではなく、価値という点に関して善意の取引に到達する方法である」(Proudhon[1851], p.261, 訳239-240ページ)

すなわち固定価格である¹³⁾。ここでは交換者は互いに「善意の取引」を行う。この固定価格は、「民衆の良識」とそれが制度化した慣習や、あるいは民衆意識の組織化といえる議会の最高価格法や公定価格によって決められる (Proudhon[1851], p.259, 訳238ページ)¹⁴⁾。さらにいえば、固定価格制は、「誠実さ」と「威厳」すなわち安定性を市場に与え、需要と供給に互酬性の機能を与えると彼は考える。

「固定価格 (prix fix) での販売が、商品の販売という以上に一層の誠実さを予想させ、一層の威厳を表すのは確かである。すべての商人と生産者が一様にこれを用いるとすれば、われわれは供給と需要の中に相互性 (mutualité) を持ちうるだろう。もちろん、固定価格で売

13) 価格の固定は労働市場にもあてはまる。プルードンの思想形成に影響を与えたりヨンの絹織職工蜂起 (1831年と1834年) のとき、職人が職域の利益や賃金率の決定に関与したという (中野[2006], 137ページ)。賃金の最低額について、スミス、リカードウ、マルサスの市場の需要供給関係による賃金決定論をプルードンは次のように批判する。「賃金に関して、したがって労働に対して第一の限界である『最低額』がある。それ以下にわれわれは引き下がることはできない。われわれが支持するのは供給でも需要でもない。1834年にリヨンの労働者が言ったように、『働いて生きる』ことができなければならないのだ」(Proudhon[1865], p.116, 訳155ページ)。引用文中の「働いて生きる」は、蜂起した職人たちのスローガン「働いて生きるか、闘って死ぬか」が出所であろう。

14) 「民衆の良識は、いつの時代においても商人の不当な収奪に反対し、均衡を回復することに努めてきた。…国民公会の様々な措置やその最高価格法の例もある。今日ではパンの公定価格、肉屋の特権の廃止、鉄道料金法、政府職員の給与表なども同じ目的を目指す措置である。」(Proudhon[1851], p.259, 訳238ページ)

る者は商品価値に関して欺かれる可能性がある。しかし、一方では競争によって、他方では買い手によって明らかにされる自由によってそれが阻止されることに注意せよ。いかなる商品も、長期間その公正価格（juste prix）以上で売られることはない。」（Proudhon[1865], p.109, 訳150ページ）

付言すると、プルードンの固定価格とは完全な固定価格ではない。実際には、上下それぞれに一定の変動幅のある価格でありこの幅の中で競争が行われる¹⁵⁾。この変動幅の範囲内で平均化された価格が長期的に成立する。この程度の競争であれば、価格の乱高下を利用した利己的な投機や詐欺行為を防ぐ一方で、競争がない場合の独占を防ぐことができるはずである。この価格をプルードンは公正価格と名づける¹⁶⁾。このように、様々な制度によって市場を規律する（discipline）ことで、「商業を保険（assurance）として扱う」（Proudhon[1865], p.131, 訳166ページ）ことが可能となる。いわば人間の利己心を駆動力とする交換原理の市場の一部に、「善意の取引」すなわち助け合いの保険＝互酬原理の経済を創出する。これがプルードンの改革の方向性といえる。その第一歩が次に見る無償利子銀行である。

4. 銀行案とその現代性

（1）互酬原理と銀行プラン

まず、プルードンの互酬原理と銀行がどのように結びつくのかを明らかにする。そこで、彼の発案した交換銀行（banque d'échange）と庶民銀行（banque du peuple）が目指す現物交換、換言すれば J.-B. セイの販路説を、互酬の原語 *mutuum* に即して理解する。実際プルードンは、信用の組織化が彼の互酬経済の実現である旨を、「信用と流通の組織化」において述べている。

「互酬は、『自分がしてもらいたいことを他者にもなせ』という戒律の中に表現されてい

15) プルードンは例をあげる。小麦の販売価格を1ヘクトリットルあたり19-20フランとする。不作の時には、農民にはここから10%の損失を受けた価格、逆に消費者には10%高い販売価格を提示する。こうして農民だけが損失を被るようなことがなく、その一方で消費者が法外な投機で苦しまぬ価格が設定される（Proudhon[1865], p.127, 訳164ページ）。プルードンは生活必需品の穀物を例にあげている。ミクロ経済学の弾力性分析で考えると、生活必需品の需要の価格弾力性は低いので供給者は価格を容易に引き上げることができる。また間接税を課す場合には供給者よりも消費者側の負担が大きい。彼は穀物を供給する商人資本の投機を批判し、当時の国民の多数を占める貧困層への課税廃止を訴える。この主張の背景にはこのような事情があったとも考えられる。

16) 公正価格は、（1）自由生産者の生産費を公に平均した額と、（2）商人が物を売り渡して手にする彼の賃金（または補償）とから構成される（Proudhon[1851], p.262, 訳241）。つまり長期平均で見た生産費と商人利潤の合計額である。

る。経済学はこの戒律を『生産物は生産物と交換される』という有名な公式に翻訳した』（Proudhon[1849], p.5）。ここではこの戒律を、他者からの贈与と他者への返礼の義務と読むことにする。これにより、交換経済に適用されるセイの販路説は互酬（信用）経済における規範的ルールになる。そしてプルードンは、現在必要なものが「互酬すなわち交換における正義であり、信用の組織化である」と結論する（Proudhon[1849], p.5）。その実践を以下に概観する。

1847年恐慌と1848年の2月革命による経済危機のただ中の1849年1月、銀行は設立される。パリ地区（特に北東部）とその近郊に12支店、ルーアン、リール、カーン、リヨン、ブリュッセルなどに10支店が開設された（Chaïbi[2010], p.127）。銀行は、出資者に対して流通券を発行した。民衆の銀行への出資は小額の5フランから可能であり、これもさらに毎月50サンチームずつ10か月の分割払いであった。この当時、労働者向けの利子の相場は15%から25%であったのに対して、プルードンの銀行は事業の運転コストを回収する2%の利子だけを受け取り、それ以上の利子を廃止した。流通券は為替手形（信用貨幣）であり、無償融資が行われた。労働者は、サービス提供の約束だけで融資を受けられ、しかもその際には人的保証のみが必要とされ、実物担保は求められなかった。流通券の持参人に対しては、生産物またはサービスによる支払いを保証した。これにより、投機を排して生産者と消費者がサービスと生産物を生産費で交換できるとされたのである。（Chaïbi[2010], pp.86-88, Chaïbi[2019], Ferreira[2006], pp.48-49）。

ここに見た人的保証だけの融資、現物やサービスでの支払いは、いかにも非現実的な仕組みに見える。しかしこのサービスの意味は、スミスやマルクスの分業社会での賃労働よりももう少し広い意味を持たせてもよいように思われる。なぜならプルードンのサービス概念の中には、交換原理の労働市場で取引される賃労働だけでなく、労働市場の外部または賃労働が終わった後の助け合いまで含まれるとも考えられるからである。

（2）互酬と社交

プルードンの時代の民衆は、近隣、居酒屋、アトリエを舞台とするサークル、宴会、遊びなどの様々な社交（ソシアビリティ）の中にいた。そこでは、人的交流のなかで行われるさまざまな贈与（援助）とこれに伴う負債や義理の感情のやり取りがある。たとえば、居酒屋での酒のおごり合い、読み聞かせ、技能取得のための相互教育、結婚仲介、職業あっせん、心配事の相談、葬儀の準備と参列などである（喜安[2008], 248-250ページ、喜安[1994], 第2、3章）。互酬すなわち相互扶助も近代的な意味合いとは異なる意味を有する。すなわち、会員の病気や老後の（金銭的な）生活保障よりも友愛関係の醸成が求められたのである（喜安

[1994], 177ページ)¹⁷⁾。

このような風景が、プルドンのサービスの互酬の意味にもつながる。彼は、「契約は友愛である」という。なぜなら、「経済的無政府状態、代議制政府、他者の法らが窒息させた厚情 (bienveillance) と献身の情を、契約は自由に飛翔させるからである」(Proudhon [1851], p.237, 訳219頁)。この bienveillance の bien は英語の well に相当する副詞である。そして veillance の動詞 veiller は、寝ずの番、気配り、見守り、(夜の) 団らん、(徹夜の) 看病などケアの意味も持つ。また以下の引用では、分業とのちがいを示してプルドンは互酬の意味を述べている。「互酬とは、語源によれば諸力の結合および労働の共同というよりも、むしろお互いの世話の焼き合い (bons offices) や生産物の交換なのである」(Proudhon [1865], p.113, 訳153-154ページ)。

このように互酬のサービスとは、社交に伴う世話焼きや物品の相互贈与や貸し借りという言い方をしてもよい¹⁸⁾。これは、見知らぬ者同士が見えざる手を通じて共同労働をするスキスの分業やマルクスの疎外された賃労働などでは見られない労働である。それは顔の見える隣人同士の面倒見や世話 (ケア) の意味に近い行為である。実際プルドンは、社交 (sociabilité) が動物にはない人間固有の感情であり、これはラテン語の humanitas に相当するという (Proudhon[1841], p.261, 訳259)。この社交感情は弱者への寛大、強者への感謝、対等の者へ友情からなる。彼はこれら3つの感情を公正 (équité) の感情と呼ぶ。そしてこれを交換に重ねて次のように述べる。

「公正[の感情]ゆえに、われわれが隣人、友人、対等の者から何かを受け取ると、たとえ交換を名目にしたものであっても、受け取ったことを理由にその人を大切にしよう (cherir)

17) 「喫煙、飲酒、食事などは、もはや結合の手段としてあるのではない。彼らには、社交が、団結が、社交を目的とする話し合いが十二分にある。人間みな兄弟というのは彼らにとってはお題目ではなく真実であり、労働によって鍛えられた体格から人間の高貴さが光り輝いてくるのである」(Marx[1844], 訳222-223ページ)。青年時代のマルクスも、疎外克服による共産主義の実現を語るにあたって、ここに見たフランスの「共産主義的職工たち」の居酒屋風景を描く。賃労働後の楽しさある友愛 (fraternité 英語では brotherhood) の社交と贈与の互酬関係を、彼も共産主義の原型と見ていたのかもしれない。

18) セーヌ県庁官吏フレジエは、『大都市における危険な階級とその状態改善の方法について』(1840年)の中で互酬の姿を具体的に描いている。『もし病人が強制的に病院に入れられることになると、仲間たちは病人を取り囲んで金銭を送ったり、慰めの言葉を雨のように浴びせたりする。病人が仕事場に復帰できるという段になれば、彼に仕事を探してやるのを義務と心得ている。そして最初の半月間の彼の生活費を援助するために、労働者たちは力を合わせる。何か突然の事故で仲間が困窮に陥った場合、労働者たちは金銭の援助や食事や住居を提供するが、それを受け取る側は、将来忘れていたら面目丸つぶれとなるような義理となる…/世帯を持っている労働者は、もしその隣人たちが生活困難となり、病によって外で働けなくなったようなときは、金銭的援助はできなくても、働いて帰った後、スープを提供したり看病して彼らを助ける』(喜安[2008], 129-130ページ)

と思う。これはわれわれ全員の義務であると同時に喜びでもある。」(Proudhon[1841], p.261, 訳258-259)

結局プルードンが、近代の交換経済を越えてアルカイック社会の *mutuum* にさかのぼって発見しようとしたのは、人々がこの社交=公正の感覚を伴って働く経済であったと考えられる。「善意の取引」である贈与ないしは貸し借り *mutuum* は、他者への寛大さや友情など人間らしい (*humanitas*) 社交の感情をともなう¹⁹⁾。プルードンの銀行は、賃労働だけでなく近隣者間の信頼関係にもとづく家事やケアなどのサービスの情報も集め、流通券を介してこれを分配する。このように考えると、彼の銀行案は、互酬とその倫理的義務「自分がしてもらいたいことを他人にもなせ」を交換経済の一角に確立する試みといえる。

(3) 銀行プランと現代

わが国では1990年代以来の経済の低迷、欧米ではリーマンショックとそれに続く財政・金融危機が、人々の暮らしに打撃を与えた。労働市場では不安定・低賃金労働が広がり、実質金利の上昇で中小企業の事業継続は困難となった。わが国では国民の6人に1人、約2000万人が貧困ライン以下で生活しており、ひとり親家庭では半数以上が過去30年一貫して貧困状態にある(橋本[2018], 259ページ)。あるいは少し前になるが、2007年国立社会保障人口問題研究所の調査によると、8世帯に1世帯が食料を満足に買うことができず、5世帯に1世帯が必要な衣料品を買うことができないという(阿部[2011], 第1章)。このような状況下でプルードンの構想に類似する試みが見られるようになっている。

第1にプルードンの銀行は恐慌を背景としていた。Ferriera[2006]は、1990年代のアルゼンチンの通貨危機の時に起こった社会的貨幣(地域通貨)運動にプルードンのアイデアを見出す。この貨幣は、運動に賛同する出資者に対して発行される無利子の信用貨幣であり、出

19) ポランニーは、互酬が人間的な社交を伴う取引である旨を以下のように述べている。「互酬の重要性は、功利主義的な自己利益の要素から、互いに敬意を表し合う仲間とのふれあいが生み出す経験と満足の温かさの要素へと移っていく。われわれはこうした仲間たちと、客観的身分と個人的親交の特定の関係において結びつけられるのである」(Polanyi[1977], 訳124ページ)。これに類似する一節をモースからも引用しておく。引用文中のアルカイックな「基礎的な原理」とは贈与の原理である。「このようにして私たちは、アルカイックなものに、基礎的な原理に、部分的であれ戻ることができる。また戻らなくてはならない。そうすれば私たちが生と行動を導くある種の動機を再び見出すことができるだろう。……それがすなわち公の場で物を与える喜びであり、芸術的ともいえる寛大な出費の喜びであり、客人を歓待する喜びであり、プライベートまたは公開で宴を催す喜びなのである。社会保険にしろ、共済組合や協同組合における他人への気遣いにしろ、……[これらは]雇主から受けとる日給に依存したしみつたれた生活よりも大きな価値がある。」(Mauss[1923-1924], 訳406-407ページ。[]は筆者の挿入、訳は一部筆者が変更した。)

資者は「プロシューマー」すなわち生産者と消費者の両者の役割を果たす（Ferreira[2006], pp.51-52 et p.55）。実際、アルゼンチンでは1000以上の社会的貨幣クラブが設立されて100万人以上の出資者を集めた。とくに、社会的貨幣が信用貨幣である点、出資者がプロシューマーである点で、アングロサクソン諸国の地域通貨と特徴を異にする。また全国レベルで見ると、単一の全国組織ではなく地域ごとのグループが連合体を形成していた。以上の3点はいずれもプルードンの構想に近いものとされる（Ferreira[2006], pp.55-56）。

第2は、生活困窮者や零細事業者らの「金融排除」への対処である。「金融排除」はわが国では2つの意味で用いられる。まずこの言葉は、生活困窮者が金融サービスへのアクセスが困難になる状況を指す。たとえば、信用度の低い顧客が銀行で融資を受けられず、高金利かつ手数料の高い金融業者を利用せざるを得ず、生活破綻するような場合である。この金融排除は社会的排除の一種ともされる。すなわち就労、教育、住宅そして社会関係からの排除（孤立）は連鎖する環であり、金融からの排除もこの環の一つとなる（小関[2020], 16-17ページ²⁰⁾。また中小企業の資金繰りの困難についても「金融排除」が近年用いられている。たとえば、2016年度の金融行政方針において金融庁が示した「日本型金融排除」である。この場合の排除とは、信用保証協会の保証を得られない中小企業への融資を金融機関が断るケースを指す。金融機関が独自調査にもとづく与信判断をせずに協会の保証の有無だけで与信判断をし、返済困難の際には協会に弁済させて自らは立ち去るのである（橋本[2018], 72ページ²¹⁾）。

この2つの排除のケースで一つの道として示されるのが、マイクロクレジットとされる信用組合など協同系金融機関の取り組みである²²⁾。マイクロクレジットまたはマイクロファイナンスは次のように定義される。「公益にかなう、高利ではない、銀行などの既存の金融機

20) 住所の喪失からは次のような排除の連鎖がおこる。低賃金・不安定就労ゆえに家賃を支払えず住居を退去し、ホームレス状態が長期化する。これにより住民票が職権削除され、住所不定となる。そうなると、国民健康保険証、運転免許証、パスポートの取得や更新ができなくなり、預金口座や携帯電話の契約もできなくなる。住所、給与振込先、電話連絡先がなくなる結果、就労も困難となる。入会時に身分証明書が必要な漫画喫茶やネットカフェの利用もできない。「『住所』があるか否かは、この社会で生きていくための諸種の権利を持つ資格があるか無いかの問題」となる（笹沼[2008], 274ページ）。

21) これだけを見れば金融機関の行動はごく当然にも見える。しかし、企業の事業性を判断する目利き力が金融機関から失われる可能性もある。その場合、担保と保証がないだけで事業者への融資がなされなくなると金融機関自体の顧客基盤が先細りとなり、自らの収益力もなくなる（橋本[2018], 72ページ）。

22) たとえば、シングルマザーを形式要件だけで排除せず複数の借入を一本化した貸し付けを行う、あるいは過疎地域に家を建てる若者に最長51年の全期間固定金利型住宅ローン商品をつくるなどの事例があげられる（橋本[2018], 228-271ページ）。その一方で信金・信組の現状への懸念も示される。信金・信組が零細事業者に寄りそう金融を標榜していても、その多くは担保だけを見て低金利融資競争に走る地銀と変わらぬのではないか、という懸念である（橋本[2018], 249-250ページ）。

関がまだ手の届いていない小口の金融を含む、低所得者、零細中小企業・事業主のための金融」(津田、ミンディ[2011], 53ページ)。生活困窮者の支援についていえば、たとえば岩手の消費者信用生協は多重債務に陥った人の生活再建資金貸付、家計改善事業をおこなう。また、通常の金融機関であれば高収入の人ほど低利、低収入の人ほど高利での貸付となるところ、ここでは組合員平等の金利を実施している(上田[2020], 102ページ)。通常の金融機関であれば、信用調査を行い、担保の供出を待って融資を行う。これに対してマイクロファイナンスでは、担保も信用も持たないがゆえに金融機関を利用できぬ層の人々を対象に融資を行う。プルドンの銀行案も、金融から構造的に排除されていた労働者や事業主にたいして金融サービスを提供する。あるいは生産手段購入のために負債を負う職人に対して無利子融資を行う役割を担おうとした。生活困難者の生活改善や安定化に資する目的で設立された貸付は、近年「福祉貸付」ともよばれる(角崎[2020], p.134)。その意味では彼の案も「福祉貸付」を目指したといえる。

第3は、モノやサービスの互酬市場の登場である。ここでは2010年頃の経済危機の渦中にスペインで広がった時間銀行のケースをみる²³⁾。サービスの互酬の場合は、時間銀行のウェブサイトに参加者が自分が提供できるサービスを登録する。次に、彼らは銀行が提供するサービスの中から自分に必要なものを選び、その提供者に依頼する。サービスの供給者の口座には、提供時間分だけ預金時間が増え、逆に需要者の口座からはこれと同じだけの時間が引き出される。また、サービス供給者が他人にサービスを依頼する際には、自分の供給時間を代金支払いに使うことができる。そこで行われているサービスと時間のやり取りには小切手が用いられる。これもまた多方向の時間贈与であり、今まで一度も会ったこともない人々とも新たなつながりができるようになるという(工藤[2016], 34-46ページ)²⁴⁾。物品の交換が行われる際には、公園や広場でみなが持ち寄ったものの中から自分が必要なものをもらい、しかも何かを提供する義務はないという。すなわち多方向の贈与といえる(工藤[2016] 12ページ)。このように、地域(時間)通貨では、賃労働の「後」の地域

23) 『哲学の貧困』のマルクスは、リカード派社会主義者F. ブレイの労働時間の交換論を長文引用してその不可能性を論じ、これをプルドンの理論とみなして批判する(Marx[1847], 訳第1章第2節)。また『経済学批判要綱』では、プルドンの弟子ダリモンの銀行論をロバート・オウエンの労働(時間)票券と同一視してダリモンを批判する(Marx[1857-1858], 訳102-111ページ)。しかし、オウエンの労働券は時間表示であるのに対してプルドンの銀行券はフラン表示である(佐藤[1977], 324ページ)。その意味でプルドンの流通券は時間銀行券とは異なる。ただし、代替通貨による近隣同士の社交関係とサービスの互酬を流通させる点で、プルドンの構想と共鳴すると見なす。

24) 2015年時点で、マドリッド州とカタルーニャ州にそれぞれ40の時間銀行が存在する(工藤[2016], 47ページ)。2019年では、都市部を中心に280の時間銀行が存在し、そのうち100強の銀行が積極的に活動している(工藤[2019], 38ページ)

住民間の家事やケアといった互酬サービス労働も評価される。この通貨で賃金を受け取り、これをもって買い物ができるからである。そして何よりも人間同士の交流が活発になる。

食料などの生活必需品などの現物の提供という意味では、フードバンクや子ども食堂などの食料品や食事提供も贈与と互酬の新しい形といえよう。フードバンクは、当初は食品ロスの削減と環境負荷の縮減を目的とする活動であった。それが近年では、生活困窮者への食料支援を目的とした活動にシフトしつつある。それも無償配布とは限らず、フードバンクから福祉施設が食料を受け取る際に、施設側が一定上限内の料金を支払うタイプのものもある。品物によってこの料金は異なり、配る側と受け取る側がパートナーシップを組み、ともに活動を支えるのである (大原[2008], 58-59ページ)。これはプルードンの互酬的市場との近さを感じさせる。つまり、生存に必要な生活必需品に一定の幅の固定価格が付される市場である。あるいは、ハートのレストラン (Les restrants du cœur) というパリのフードバンクは、食糧支援以外にも日用品の供給、宿泊、教育、文化活動、就労支援などのサービス提供のほか、貸付も行う (小関[2018], 122ページ)²⁵⁾。このフードバンクの財源は寄付がその半数を占めるので、銀行とは異なる。しかし、生活必需品の現物給付、社交活動とこれに伴うサービス、さらに金融を兼ねる点ではプルードンの銀行との類似性を見ることができ

5. おわりに

互酬原理から構想されたプルードンの銀行は、金融から排除された職人や零細事業者向けの事業のパイオニアであった。そこにはサービスの互酬とこれを通じた社交の原理も認めることができる。もっとも本稿では彼の銀行自体については素描にとどまり、金融機関としての機能については検討できていない。このほかに論及できなかったことといえば、彼自らは批判的であったとされるものの、フーリエ主義者との妥協による生産と消費の協同組合とのリンクの構想も含まれるという (Chaïbi[2010], pp.95-99)。

これについて現在の地点から言えば、プルードンが批判する市場経済のルールに即して経営する協同組合の金融機関も存在する。協同組合については、プルードンの強力な批判者マルクスとL. ワルラスのアソシアシオン原理と相互補完的に考えることも可能だろう。とく

25) 担保と保証人は不要であり。実際の貸付金額は日本円にして7万円~30万4000円、年利1.25%である。その使用用途は、就業、住居改善、教育が主である。申請者の85%が積極的連帯手当 (生活保護に相当) や年金で生活しており、家計がひっ迫している者がほとんどである (佐藤[2016], 92ページ)。

にワルラスは、交換原理による自由競争を唱える一方で、無償（教育・司法・警察など）または生産費に等しい廉価（交通・道路・水道・ガス）での公共サービス提供を主張する。この生活インフラのベーシック・サービス論の後者（廉価のサービス提供）は、プルドンの生活必需品の固定価格と親和するように見える。あるいは社会主義者であったモースは、F. ラサル（彼もマルクスとワルラスから強く批判される）の国家社会主義的な社会保険制度にアルカイック社会の互酬原理の復活を見出す（Mauss[1923-1924], 訳400-401ページ）。

このように、現在の経済学（テキスト）に見られる交換と再分配の原理に、互酬の原理を加えた3つの経済の原理の組み合わせから、来たるべき交換様式Dがその姿を現すのかもしれない。その一方で、互酬にはいわゆる「小さな政府」の政策とある種の相性のよさがある。実際、医療やケアのニーズを、近隣や親族（多くは女性）の無償の「共助」に肩代わりさせる一方で、人的・金銭的な資源配分が十分になされない可能性がある。それゆえ3つの経済原理の役割の再検討が必要となる。その場合には、市場の効率性と政府の再分配の公平性の従来の組み合わせに、互酬の原理とその社交の倫理的価値を加えた組み合わせ方が課題となるだろう。

参考文献

- Chaïbi, O. (2010), *Proudhon et la banque du peuple*, Connaissance et Savoirs.
- Chaïbi, O. (2019), La banque du peuple de Proudhon était un projet anticapitaliste, *Libération*, le 26 fevrier. https://www.liberation.fr/debats/2019/02/26/olivier-chaïbi-la-banque-du-peuple-de-proudhon-etait-un-projet-anticapitaliste_1709992/ (2021年8月16日閲覧)
- Ferraton, C. et D. Vallat[2011], Une approche politique du crédit populaire : Pierre-Joseph Proudhon et le crédit mutuel, *Cahiers d'économie politique*, n°60, pp.45-65.
- Ferreira, N. [2006], La monnaie 《sociale》 :L'apport théorique de P.-J. Proudhon[1809-1865] et L'expérience du réseau global de troc en Argentine, *Innovation, Cahiers d'économie de l'innovation*, n°24, pp.41-58.
- Ferreira, N. [2011], Crédit et monnaie sociale chez P.J. Proudhon (1809-1865), *Revue de philosophie économique*, Vol.12, pp.91-116
- Levy-Leboyer, M. [1951-1952], *L'histoire économique et sociale depuis 1848*, Les cours de Droits. (中山裕史訳[2003], 『市場の創出—現代フランス経済史』, 日本経済評論社.
- Marx, K. [1844], *Ökonomisch-philosophische Manuskripte aus dem Jahre 1844*. (中山元訳[2010], 『経済学・哲学草稿』, 光文社)
- Marx, K. [1847], *Misère de la Philosophie. Response a la Philosophie de la Misère de M. Proudhon*. (的場昭弘訳[2020], 『[新訳]哲学の貧困』, 作品社)
- Marx, K. [1857-58], *Ökonomische Manuskripte 1857/1858*. (資本論草稿集翻訳委員会訳[1981]『マルクス資本論草稿集1857-58年の経済学草稿』 I 大月書店)

- Marx, K. [1867], *Das Kapital, Kritik der politischen Ökonomie*. (社会科学研究所監修, 資本論翻訳委員会訳[1982], 『資本論』 第1分冊, 新日本出版社)
- Mauss, M. [1923-1924], *Essai sur le don: forme et raison de l'échange dans les sociétés archaïques*. (森山工訳[2014], 『贈与論他二編』 岩波書店)
- Polanyi, K. [1957], "The Economy as Instituted Process," Polanyi, K, Arensberg, M. and H. W. Pearson, eds., *Trade and Market in the Early Empires*, The Free Press. (玉野井、平野訳[2003], 『経済の文明史』 筑摩書房 (ちくま学芸文庫), 361-413ページ)
- Polanyi, K. [1977], *The livelihood of Man*, Academic Press, Inc. (玉野井、栗本訳 (1980) 『人間の経済1 - 市場社会の虚構性』 岩波書店)
- Proudhon, P.-J. [1841], *Qu'est-ce que la propriété ? ou Recherche sur le principe du droit et du gouvernement*, Librairie de prénot. (長谷川進、江口幹訳 (1971), 「所有とは何か」, 『プルー ドンⅢ』 三一書房)
- Proudhon, P.-J. [1846/1867], *Système des contradictions économiques ou Philosophie de la misère*, 3e édition, in *Œuvres Complètes de P.-J. Proudhon*, Librairie internationale, tome V. (齊藤悦則訳 (2015), 『貧困の哲学』 (上) (下), 平凡社)
- Proudhon, P.-J. [1849], *Organisation du crédit et de la circulation*, Garnier frère, Libraires.
- Proudhon, P.-J. [1851], *Idée générale de la révolution au XIX^e siècle*. (陸井四郎、本田烈訳 (1971) 「19世紀における革命の一般理念」, 『プルー ドンⅠ』 三一書房)
- Proudhon, P.-J. [1865], *De la capacité politique des classes ouvrières*. (三浦精一訳 (1972), 「労働者階級の政治的能力」, 『プルー ドンⅡ』 三一書房)
- Proudhon, P.-J. [2005], *Carnets*, Les presses du réel
- 阿部彩[2011], 『弱者の居場所がない社会 貧困・格差と社会的包摂』, 講談社 (講談社現代新書)
- 今村仁司[2000], 『交易する人間 ホモ・コムニクス』, 講談社
- 上田正[2020], 「生協制度による貸付事業」, 小関隆志編, 『生活困窮と金融排除 生活相談・貸付事業と家計改善の可能性』, 明石書店, 92-113ページ
- 大原悦子[2008], 『フードバンクという挑戦』, 岩波書店
- 角崎洋平[2016], 「日本の福祉貸付制度」, 佐藤順子編, 『マイクロクレジットは金融格差を是正できるか』, ミネルヴァ書房, 134ページ.
- 柄谷行人[2015], 『世界史の構造』, 岩波書店 (岩波現代文庫)
- 喜安朗[1994], 『近代フランス民衆の<個と共同性>』, 平凡社
- 喜安朗[2008], 『パリの聖月曜日 19世紀都市騒乱の舞台裏』, 岩波書店 (岩波現代文庫)
- 工藤律子[2016], 『ルポ雇用なしで生きる スペイン発「もう一つの生き方」への挑戦』, 岩波書店.
- 工藤律子[2019], 『ルポつながりの経済を創る スペイン発「もう一つの世界」への道』, 岩波書店
- 小関隆志[2018], 「フランスのフードバンク-手厚い政策的支援による発展」, 佐藤順子編, 『フードバンク 世界と日本の困窮者支援と食品ロス対策』 105-126ページ
- 小関隆志[2020], 「日本の金融排除・金融包摂の動向」, 小関隆志編, 『生活困窮と金融排除 生活相談・貸付事業と家計改善の可能性』, 明石書店, 14-30ページ
- 笹沼弘志[2008], 『ホームレスと自立/排除 路上に<幸福を夢見る権利>はあるか』, 大月書店
- 佐藤茂行[1975], 『プルー ドン研究 相互主義と経済学』, 木鐸社
- 佐藤茂行[1977], 「プルー ドンの交換銀行論」, 『経済研究』, 第28巻第4号, 319-327頁
- 佐藤順子[2016], 「フードバンクとマイクロクレジット」, 佐藤順子編[2016], 『マイクロクレジットは金融

格差を是正できるか』, ミネルヴァ書房, 87-93ページ.

津田倫男、ミンディ・ヤマモト[2011], 『日本のマイクロファイナンス 人々の暮らしを支えてきた庶民金融の過去と未来』, 毎日コミュニケーションズ

中野隆生[2006], 「都市労働大衆とアソシアシオン 職人組合 / 相互扶助組合 / ゴケット / コラール / 生産協同組合」 綾部恒雄監修、福井憲彦編集 『アソシアシオンで読み解くフランス史』 山川出版社, 130-143ページ

橋本卓典[2018], 『金融排除 地銀・信金信組が口を閉ざす不都合な真実』, 幻冬舎

藤田勝次郎[1993], 『プルードンと現代』, 世界書院

的場昭弘[2020], 「解説」, 『[新訳]哲学の貧困』, 作品社

森川喜美雄[1979], 『プルードンとマルクス』, 未来社